

SAC 会議(2009 年 6 月)出席報告

(社)日本証券アナリスト協会
理事・教育第二企画部長
金子 誠一

6 月 22 日、23 日の両日、ロンドンにおいて開催された国際会計基準委員会財団(IASCF)の基準諮問会議(SAC)*の概要について下記のとおり報告します。

* 国際会計基準審議会(IASB)に対し、検討事項やその優先順位をアドバイスするための組織。委員は 40 名強。日本からは証券アナリスト協会代表の報告者(金子)に加え、経団連代表の米家正三伊藤忠商事常勤監査役が委員。他に金融庁から 1 名がオブザーバー(発言権あり)で参加。SAC 会議は年に 3 回、ロンドンで開催される。米家委員は都合で今回は欠席、金融庁からは原寛之企業開示課課長補佐が出席。

記

1. 要旨

今回の会議における大きなテーマは(1)金融商品会計基準の改定、(2)純利益やリサイクリングを見直すか否か、(3)緊急問題への対応、の 3 点。

(1)金融商品

IASB が現在行っている改定の内容やスケジュールに大きな異論はなかった。ここから、現在の案(例えば、持ち合い株の評価差額は資本直入されるが、リサイクリングは行わず、売却しても損益は純利益では認識されない、という規定を含む)に近いものが正式提案されると思われる。

(2)純利益

IASB は昨年春に現在の純利益やリサイクリングを当面は温存するとしたが、その後、年金や金融商品会計の改定案にリサイクリングのあり方に影響する点が生じたため、この問題を正面から取り上げるべきだという意見が多く寄せられた。SAC の議論では、財務諸表の表示プロジェクトの中で取り上げるべきだという意見が多かった。

(3)緊急問題への対応

金融危機のような事態が生じた場合には、基準改定にあたっての意見聴取期間を短くすべきかどうかという問題。現状の最低 30 日の意見聴取期間は短縮すべきではないという意見が多かった。

2. 議事一覧

番号	日時	議事
(1)	22日 8:15-9:45	金融商品(教育セッション)
(2)	同 10:00-10:35	開会・議長挨拶
(3)	同 10:35-11:35	IASBの適用
(4)	同 11:35-13:10	最近4ヶ月の動向
(5)	同 14:00-15:50	金融商品
(6)	同 16:10-17:50	緊急問題への対応
(7)	23日 7:30-8:45	投資家委員との朝食会合(非公開)
(8)	同 9:20-10:35	金融商品(続き)
(9)	同 10:35-12:05	財務諸表の表示と OCI
(10)	同 12:05-13:00	定款の見直し
(11)	同 14:00-15:45	運営問題(非公開)
(12)	同 16:15-16:50	財務諸表の表示(教育セッション)

* 会議資料は以下から入手できる。

<http://www.iasb.org/Meetings/SAC+Meeting+22+June+2009.htm>

* 会議の録音は以下に公開されている(非公開部分と教育セッションは除く)。

<http://www.iasb.org/About+Us/About+the+SAC/SAC+meetings/Meeting+audio+playback/Meeting+audio+playback.htm>

3. 議事概要

上記の番号に従い、報告者の発言を中心に、日本からの参加者の発言要旨にも触れながら議事概要を紹介する。

(1) 金融商品(教育セッション)

今回から SAC メンバーの知識向上のための「教育セッション」(参加は任意)がいくつか設けられた。スタッフから現在検討中の案(7月に討議資料として出る予定)について説明があった。要点は次のとおり。

- ・ 基本は時価評価、PL で評価損益認識。
- ・ 売却目的でなくキャッシュフローを得るために保有している債券・融資は償却原価法。売却した場合は当期利益の直前に区分して表示*。
- ・ * 代替案として、BS は時価、PL は償却原価法、差額は OCI(その他包括利益)、売却してもリサイクリングなし、も提案予定。
- ・ 戦略投資として保有する株式の評価差額は OCI として認識、配当も OCI、減損処理非適用、売却した場合、純利益では認識しない(リサイクリングは行わない)。
- ・ 上記の結果、①時価評価する債券、②償却原価法適用債券、③時価評価する株式、④ OCI で評価する株式、の4区分となり現状の区分より簡素化が図れる。区分間の振り

替えは禁止。

リサイクリングを認めない理由について質問したところ、回答は次のとおり：いいところ取り(cherry picking)を認めず、規律(discipline)を保つ必要がある。また、これはちょっと哲学的だが、現在の理事会は一度認識した利益を再度認識するのはおかしいと考えている。

(2) 開会・議長挨拶

議長・副議長より挨拶、および前回(2月)会議以降の活動について総括。

(3) IASB の適用

主に途上国での IFRS の導入支援を行っている IASB スタッフの Upton 氏の苦勞話。とりわけ、為替については各国の会計慣行が異なり、将来 IASB で取り上げるべきテーマと思うとのこと。

Gerald 理事から次のまとめがあった：IFRS は原則主義(principle base)の基準だが、各国基準は細則主義(rule base)で書かれている。文化の相違によって、原則をどう解釈するかにより相違が生じている。規制当局は厳密に解釈しがちであり、当局とのコンタクトが大切。

(4) 最近 4 ヶ月の動向

トゥイーディー議長から前回国際会議以降の IASB の活動を中心に報告。米国 SEC のシャピロ委員長が IFRS 採用にあまり積極的ではないのではという疑問があげられ、SEC からの出席者および IASB の Jones 副議長から米国の基本的姿勢に変化はないとのコメントがあった。金融庁の原オブザーバーが、日本のロードマップ公表について説明し、「日本は変わった。単一の高品質の会計基準を目指し、協力していきたい」と述べた。

(5) 金融商品

上記(1)で概要を記した金融商品会計基準改定案についての議論。様々な意見があったが、①遡及適用を認めるなど適用時期が分かれるのは比較可能性から問題、②時の経過と共にビジネスモデルが変わるので、区分間振り替え禁止は合理的でない、③償却原価法適用債券については上記(1)の代替案のほうが合理的、という意見が目立った。

報告者は次のコメントをした：戦略投資株式にリサイクリングを認めないとしており、この理由として①利益の二重計上、②いいところ取り、③減損処理との関係、の 3 点が挙げられる。①については、売却価格は確定し変化せず、現金収入を伴うので、純利益と包括利益では情報の質が異なることを指摘したい。②については、cherry picking にも情報価値があることを指摘したい。ある会社が持合株を売って売却益を実現、リストラ費用と相殺したとしよう。アメリカのアナリストはこれを純利益操作と呼ぶだろう。日本のアナリストは、あの会社があの株を売ってリストラをした、今度は本気だ、あの株は strong buy と考える。③については、関連性が理解できない。何か問題があれば減損ルールの変更で対処すべきだろう。また、戦略投資株式の配当を OCI に含めるという提案にも反対である。OCI 項目は本来評価損益に係わる項目を扱うものであり、ここに現金に裏付けられた配当所得を含めるのは財務諸表を複雑にするからである。

上記発言については、トゥイーディー議長から次のコメントがあった：例えば、30 年間持っていた株を売却して大きな損失が急に生じるのは不健全なのでリサイクリングするな

ら減損適用が必要である。一方、30年持っていた株を売却し、純利益で売却益を認識したとしても、これに当期利益としてどんな意味があるのか。ここから、リサイクリングには反対している。リサイクルしないので減損も非適用になる。

(注)IASBはG20から減損ルール的大幅簡素化を求められている。

(6) 緊急問題への対応

IASBは昨秋、ECの圧力に負けてデュープロセスを省いて金融商品の保有目的区分変更を認める改定を行った。将来、同様の事態が生じた場合、現行の最低30日というデュープロセス期間を短縮する「特急コース」(first track)を設けるかどうかを議論。なお、委員間の議論を活発にするために、最初の1時間は3グループに分かれて検討、その後、全体会議で各グループの検討を踏まえた議論を行った。

全体としては、緊急事態対応はIASBとIASCFで決めるべきだが、30日の最低線は極力守るべきという意見が多かった。報告者も小グループ討議の中で、公開草案等の翻訳、意見聴取、日本語意見書の英訳を考えると30日はどうしても必要とコメントした。

全体会議の中での一つの論点は4月に設けられたモニタリング・ボード(MB)*の関与。関与に否定的な意見があったので次のコメントをした：MBの設立覚書を再読したのだが、MBの任務について次のような文言がある、「IASCFの責任、特に、IASBの監督に関連して生じる規制、法律、政策に関連するものについてIASCFと協議すること(7.v)」。ここから、緊急事態対応はMBの業務範囲に入ると思う。昨秋の事例から判断して緊急事態は特定の地域からの要求によるものが多くなると思われる。MOBは様々な地域の証券監督当局がメンバーになっており、特定の地域的要求に対する抑止力となることも期待できる。

* IASCF 評議員会のお目付け役的組織。メンバーは金融庁、SEC、EC、IOSCO(2名)の計5名。各国内における基準設定者と監督官庁との関係と同様のガバナンス構造を国際会計基準設定にも持ち込むことを目的に設立され、4月に第1回会合が行われた。ただし、ECはまだ設立合意書にサインしていない(会合には出席してくる)。

原オブザーバーから次のコメントがあった：30日を短縮すべきではなく、利害関係者の増加を考えれば、むしろ延長すべき。歴史的に見て短期間で開発した基準は低品質の傾向。昨秋の経験が根底にあるなら、影響等を精査すべきでないか。

(7) 投資家委員との朝食会合

投資家代表委員(8名)とIASCF(Zalm議長、Glauberトラスティ)、IASB(トゥイーディー議長ら)との意見交換会。

冒頭、IASBから、投資家グループとのコミュニケーションを密にするために専任者を採用し、また適時の意見聴取等のためにコンピューターシステムをアップグレードする、7月からアナリスト出身の2名が理事に就任する、という話があった。その後の主な質疑応答は次のとおり。

Q：新理事の2名が2人ともセルサイド・アナリストだという不満を耳にする(英国の投資家団体の人)。

A：1人は自分の元上司でセルサイドだが、もう1人はCFA協会の人。CFA協会には多数

のバイサイドの人が所属している(米国の会計アナリスト)。

Q：2名ともアメリカ人なのはなぜか(ドイツのアナリスト)。

A：アメリカ人が2人退任するからだ(Zalm 議長)。

Q：金融商品についての討議資料は重要なので、会員アンケートを行って回答したいと思っている。ただし、アンケートの前に改定案の内容を正しく理解してもらうのが大切で教宣活動を進めていくつもりだ。ここで、難しいのが IASB の考えが変化していくことで、月次で公表される IASB Update だけでは直近状況が把握しがたい(金子)。

A：金融商品についての email サービスで対応したい(IASB スタッフ)。

Q：モニタリンググループ(MB)に投資家代表が入っていないのは問題ではないか(英国のコーポレートガバナンス団体の人)。

A：MB には学者、作成者、会計士も入っておらず、政府関係者だけである(Zalm 議長)。

Q：MB で金融市場の安定と透明性の向上という両目的が達成できるのか(米国のアナリスト)。

A：MB のメンバーは証券監督者なので、両立はできる。銀行監督者は安定を目的にする。バーゼル委員会が MB のメンバーでなく、オブザーバーになっているのはこのためだ(トゥイーディー議長)。

Q：銀行準備を平準化するという方式(through the cycle provisioning)についてどう思うか(トゥイーディー議長)。

A：反対だ(投資家委員全員)。

Q：米国の IFRS 採用の見込みは(Zalm 議長)。

A：コンバージェンス路線は難しい。2011 年に採用決定しなければそれで終わりだ。9 年間協議して決まらないものも続けても意味がない。一方で、日本は採用に向けて進んでいる(トゥイーディー議長)。

Q：ヨーロッパには、米国人の IASB 理事が多すぎる、米国の資金拠出は少なすぎるという声強い(Zalm 議長)。

A：米国の現政権には投資家の声を届けることがとても重要だ(Glauber トラストイー)。

(8) 金融商品(続き)

減損に関する会計基準改定(発生損失モデル⇒期待損失モデル)についての説明が中心。

(9) 財務諸表の表示と OCI

①財務諸表の表示プロジェクトの中で、OCI(その他包括利益)、純利益、リサイクリングのあり方を見直すかがテーマ。最初に 3 グループに分かれて検討、その後、全体会議で各グループの検討を踏まえた議論を行った。

②小グループでの検討

報告者が入ったグループでは、見直しを行うべきだという意見が多かった。報告者も年金や金融商品の基準改定案で、純利益の性質が変わっていくので、見直すべきであるという意見を述べた。事前に 24 の勘定科目とその金額を所与とし、これを包括利益計算書にまとめる「宿題」が出されており、報告者は本報告書末尾に掲載した回答を提出。回答のコ

ピーが配布されたので、これに基づいて次のとおり説明した：会社のコアビジネスがもたらす将来キャッシュフロー予測のために必要な営業利益とボトムラインである包括利益の間にどのような利益指標が欲しいのかが問題である。包括利益は資本取引を除く株主に帰属する持分の変動を示すという意味で明瞭であるが、弱点はいまだ確定していない評価損益を含むことである。従って、営業利益と包括利益の間にくる指標はこの弱点を補完するものであることが望ましい。こうした考えに基づいて「回答」では、評価に関するものは全て OCI に含め、これを全て純利益にリサイクルすることとした。純利益は発生主義、実現主義による当期利益を示す。ただし、棚卸資産の評価損、製造設備の減損は純利益に含める。実現主義は収益費用観の臭いがするので、IASB のボードメンバーは嫌いかもしれない。資産負債観を概念的に否定するものではないが、そのなかに収益費用観のフレーバーを入れることによって包括利益計算書はずっと豊かになる。なお、「回答」は製造業をイメージしたもので、金融機関の場合は金融資産負債管理が本業なので、全額時価評価することに違和感はない。余談だが、OCI という呼称はゴミ箱のような感じがして良くない。例えば、「未実現評価損益」と変えるべきである。

上記説明について、McGregor 理事から IFRS との整合性から、評価損益は全額 OCI、それを全額リサイクルと割り切れない点があるというコメントがあった。

③全体会議

全体会議で各小グループが検討内容を発表。1 グループは時間制約から見直しを行うべきでないという意見、他の 2 グループは行うべきという意見であった。

(10) 定款の見直し

IASCF が行っている定款の見直し(第 2 フェーズ)がテーマ。論点は IASB がアジェンダを設定していいかどうかという点。コンセンサスは SAC の意見を踏まえ、独立性、説明責任を果たした上で、設定してよいというもの。

(11) 運営問題

SAC の運営問題について。事務局から、SharePoint というソフトを入れてコミュニケーションの改善を図る、代理が出席する場合には事前に SAC 議長に申告するようという話があった。原オブザーバーから次の発言があった：定款の見直しは 5 年に 1 回。5 年後には関係者が著増しているので、説明責任の向上が必須。SAC との間にもよりフォーマルなプロセスを確保し、SAC へのフィードバックが重要。

(12) 財務諸表の表示(教育セッション)

スタッフから討議資料に寄せられたコメントの説明。一般にユーザーには好評だが、作成者には不評。直接法キャッシュフロー計算書はユーザー、作成者とも不評。直接法キャッシュフロー表は断念するのか、と質問したところ、そうしたいのだが一部のアナリスト団体がいまだに直接法に固執しているのが問題、とのこと。

以 上

包括利益計算書案

	CU'm
Revenue	1580
Pension service cost	-43
Interest accretion on gross pension liability	-98
Return on pension fund	130
Cash flow hedge (recycled)	92
Impairment of customer related intangible asset	-77
Gain on diposal of PP&E	20
Other operating expenses	-1025
Operating income	579
Interest income on financial assets	11
Rental income from investment property	32
Interest expense on financial liabilities	-73
Interest expense related to finance leases	-44
Gain on settlement of debt obligation	50
Financing and investments	-24
Income after financing and investments	555
Revenue (discontinued business segment)	126
Gain on disposal of business segment	56
Other operating expenses (discontinued business segment)	-107
Discontinued operations	75
Net income before revaluations (B4 tax)	630
Taxes	-189
Net income before revaluations	441
Change in fair value of pension fund assets	29
Fair value change for derivatives which qualify as a cash flow hedge	-67
Fair value change for investment in equity securities	85
Fair value change for investment property	45
Foreign currency translation difference	-192
Gain on revaluation of tangible fixed asset	100
Impact of change in longevity estimate on gross pension liability	-134
Impact of discount rate change on gross pension liability	25
Remeasurement of cash settled employee stock options	-29
Cash flow hedge (recycled)	-92
Other comprehensive income	-230
Taxes	69
Comprehensive income	280